

鈴鹿市教育委員会訓令第 4 号

教育委員会事務局
小 中 学 校
学校以外の教育機関

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 5 日

鈴鹿市教育委員会

鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令及び鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令

(鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正)
第 1 条 鈴鹿市教育長所管事務決裁規程の一部を改正する訓令（令和 7 年鈴鹿市教育委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

改 正 後				改 正 前			
別表（第 3 条関係）				別表（第 3 条関係）			
課等	事項	決裁権者	合議	課等	事項	決裁権者	合議
教育総務課	(1) ～ (12) 略	略		教 育 総 務 課	(1) ～ (12) 略	略	
	(13) ～ (20) 略	略			(13) 職員の人件費の支出負担行為	課長	
					(14) ～ (21) 略	略	
					(22) 学校給食費等の額の決定	課長	
					(23) 学校給食費等の減	課長	

					<u>免の決定</u>		
					(24) <u>学校給食費等の徴収</u>	課長	
					(25) <u>学校給食費等の督促状の発送</u>	課長	
					(26) <u>学校給食費等の納付催告</u>	課長	
教	(1)・(2) 略	略		教	(1)・(2) 略	略	
育	(3) 校長又は教育機関の長からの申出による教育施設（ <u>こども政策部</u> が補助執行するものを除く。以下同じ。）の軽微な改修等の承認	課長		育	(3) 校長又は教育機関の長からの申出による教育施設（ <u>地域振興部</u> 、 <u>文化スポーツ部</u> 及び <u>子ども政策部</u> が補助執行するものを除く。以下同じ。）の軽微な改修等の承認	課長	
政				政			
策				策			
課				課			
	(4) 略	略			(4) 略	略	
	(5) 教育財産（ <u>こども政策部</u> が補助執行するものを除く。）の調査	課長			(5) 教育財産（ <u>地域振興部</u> 、 <u>文化スポーツ部</u> 及び <u>子ども政策部</u> が補助執行するものを除く。）の調査	課長	
学	(1)～(3) 略	略		学	(1)～(3) 略	略	
校	(4) <u>就学援助の認定</u>	課長		校	(4) <u>就学援助費の交付</u>	課長	
教	(5) 特別支援教育就学奨励費の <u>認定</u>	課長		教	(5) 特別支援教育就学奨励費の <u>交付</u>	課長	
育				育			
課	(6)・(7) 略	略		課	(6)・(7) 略	略	
	(8) 日本スポーツ振興センターに関する <u>事務</u>	課長			(8) 日本スポーツ振興センターの <u>医療費の支</u>	課長	

		(9)～(20)	略	略					
教	(1)～(22)	略	略	略	教	(1)～(22)	略	略	略
育					育	(23) 部活動費補助等の	課長		
指					指	交付			
導	(23)～(33)	略	略	略	導	(24)～(34)	略	略	略
課					課				
略	略		略		略	略	略		
学	(1)～(5)	略	略		学	(1)～(5)	略		
校					校	(6) 1件10万円未満の	校長		
						支出負担行為			
	(6)～(8)	略	略	略		(7)～(9)	略	略	略

(鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令の一部改正)

第2条 鈴鹿市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る決裁規程の一部を改正する訓令（令和7年鈴鹿市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

改正後				改正前			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
課	事項	決裁 権者	合議	課	事項	決裁 権者	合議
				地域協働課	(1) 鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第1条各号に掲げる事項	副市長	教育長、教育次長、教育総務課

				(2) 公民館運営 審議会の開催	部長	
				(3) 公民館等の 事業の指導	課長	
				(4) 公民館等の 事業報告の受理	課長	
				(5) 公民館等施 設の軽微な模様 替の承認	課長	
文化振興課	(1)・(2)	略	略	(1)・(2)	略	略
	(3) 生涯学習事 業に関する事務	課長		(3) 生涯学習事 業の企画運営	課長	
	(4)	略	略	(4)	略	略
文化財課				(1) 鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1条各号に掲げ る事項	副市長	教育長、 教育次長、 教育総務課
				(2) 文化財調査 会の開催	部長	
				(3) 発掘調査指 導委員会の開催	部長	
				(4) 文化財の調 査、保護及び活 用の計画	課長	
				(5) 文化財保護 法等による届出	課長	

								(6) <u>発掘調査の 実施</u>	課長	
								(7) <u>資料館及び 記念館の特別展 等の企画</u>	課長	
								(8) <u>文化財関係 団体との連絡調 整</u>	課長	
								(9) <u>郷土資料の 管理及び利用</u>	課長	
								(10) <u>資料館及び 記念館の管理運 営</u>	課長	
								(11) <u>郷土資料及 び博物館資料の 寄贈寄託</u>	課長	
								(12) <u>歴史公園の 管理運営</u>	課長	
								(13) <u>考古博物館 の企画運営</u>	出先 機関 の長	
								(14) <u>考古博物館 の観覧料及び使 用料の免除の決 定</u>	出先 機関 の長	
								(15) <u>考古博物館 関係団体との連 絡調整</u>	出先 機関 の長	
							図	(1) <u>鈴鹿市教育</u>	副市	教育長

書 館	<u>委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1条各号に掲げ る事項</u>	<u>長</u>	<u>、教育 次長、 教育総 務課</u>
	<u>(2) 図書館協議 会の運営</u>	<u>部長</u>	
	<u>(3) 特別整理期 間日の決定</u>	<u>部長</u>	
	<u>(4) 配本事業の 運営</u>	<u>課長</u>	
	<u>(5) 入館不適當 者の決定</u>	<u>課長</u>	
	<u>(6) 購買資料の 選択</u>	<u>課長</u>	
	<u>(7) 廃棄資料の 決定</u>	<u>課長</u>	
	<u>(8) 貸出しをし ない資料の決定</u>	<u>課長</u>	
	<u>(9) 当日限りの 開館時間の変更</u>	<u>課長</u>	
	<u>(10) 貸出カード の交付及び資料 の貸出し</u>	<u>課長</u>	
	<u>(11) 未返却資料 の督促</u>	<u>課長</u>	
	<u>(12) 複写利用の 許可</u>	<u>課長</u>	
	<u>(13) 関係団体と</u>	<u>課長</u>	

						の連絡調整		
						(14) 著作権許諾 申請の発送	課長	
						(15) 館内で行う 諸行事の決定	課長	
						(16) 寄贈図書の 採納	課長	
こ ど も 政 策 課	(1) 鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1条各号に掲げ る事項	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課		子 ど も 政 策 課	(1) 鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1条各号に掲げ る事項	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課
	(2) 市立幼稚園 の施設整備に関 する事務	部長				(2) 市立幼稚園 の施設整備に関 する事務	部長	
	(3) 市立幼稚園 の維持管理及び 軽微な改修等に 関する事務	課長				(3) 市立幼稚園 の維持管理及び 軽微な改修等に 関する事務	課長	
こ ど も 育 成 課	(1) 鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1条各号に掲げ る事項	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課		子 ど も 育 成 課	(1) 鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1条各号に掲げ る事項	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課
	(2) 市立幼稚園 の学校保健衛生 に関する事務	課長				(2) 市立幼稚園 の学校保健衛生 に関する事務	課長	

	(3) 市立幼稚園 の幼児の生活事 故等に関する事 務	課長	教育指 導課			(3) 市立幼稚園 の幼児の生活事 故等に関する事 務	課長	教育指 導課	
<u>こ</u> <u>ど</u> <u>も</u> <u>家</u> <u>庭</u> <u>支</u> <u>援</u> <u>課</u>	(1) 鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1条各号に掲げ る事項	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課		<u>こ</u> <u>ど</u> <u>も</u> <u>家</u> <u>庭</u> <u>支</u> <u>援</u> <u>課</u>	(1) 鈴鹿市教育 委員会の教育長 への事務委任等 に関する規則第 1条各号に掲げ る事項	副市 長	教育長 、教育 次長、 教育総 務課	
	(2) 教育相談に 関する事務	課長				(2) 教育相談に 関する事務	課長		
	(3) 就学支援委 員会に関する事 務	課長				(3) 就学支援委 員会に関する事 務	課長		

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。